



最高裁秘書第3427号

平成29年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 今崎 幸彦



司法行政文書不開示通知書

5月9日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2178号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
最高裁判所が，第69期司法修習生の海外旅行先をまとめた文書
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。

